

破産管財人就任のご挨拶

平成22年5月31日

破産者 株式会社エフオーアイ
破産管財人 弁護士 松田耕治

1 破産手続開始決定について

株式会社エフオーアイ（神奈川県相模原市中央区小山一丁目1番10号、代表者代表取締役：奥村裕、以下「破産者」といいます。）は、本日午後5時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け（東京地方裁判所平成22年（フ）第8700号）、当職が破産管財人に選任されましたので、その旨お知らせします。

破産者の財産の管理処分に関する一切の権限は、当職に専属します。当職は、裁判所の監督のもと、破産法に従い、公正・中立の立場で破産手続を遂行して参ります。

2 破産債権の届出について

破産手続開始決定に伴い、「破産手続開始通知書」及び「破産債権届出書」を、破産者が把握しております債権者の皆様（株主の皆様につきましては後記3をご覧ください）に発送しました。これらの書類の中で、破産管財人の連絡先、破産債権届出期間、破産債権届出書及び交付要求書の提出先、債権者集会の日時及び場所などをご案内しておりますので、ご確認ください。

3 株主の損害賠償請求権について

損害賠償請求権を有する株主の範囲及び損害額につきましては、引き続き、調査・検討中です。今後、調査・検討を踏まえ、損害賠償請求権を有する株主の範囲及び損害額についての破産管財人としての見解を、株主の皆様には破産者 HP 等でお知らせします。

今後、損害賠償請求権を有する可能性のある株主の皆様宛に、他の債権者と同じく、「破産手続開始通知書」及び「破産債権届出書」をお送りします。ただし、事務手続の都合上、発送は、今のところ、平成22年6月下旬ころになる予定です。発送の時期が決まり次第、破産者 HP 等でお知らせします。

4 今後の手続の概要について

当職は、破産者の現状に鑑み、破産者の資産の最大限の換価・回収に取り組んで参ります。

破産手続の進捗状況につきましては、破産者の HP への掲載などの方法で、適宜、お知らせします。

5 今後のご連絡について

破産者の株主は、申立書等によれば、1万人以上と見込まれます。株主の皆様からのお問い合わせが殺到した場合には、対応が不可能となります。

破産手続の進捗状況などにつきましては、上記のとおり、破産者のHPに情報を掲載しますので、できる限りそちらをご参照いただき、個別のお問い合わせはお控えいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

(破産者のHP)

<http://www.foi.co.jp/>